

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務の平成30年度部分に係る契約の締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成29年10月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

- ① 平成29年度（予定） 「(仮称)多文化体験コーナー」事業運営準備及び整備等支援業務委託
- ② 平成30年度（予定） 「(仮称)多文化体験コーナー」事業運営等業務委託（単価契約）

(2) 目的

世田谷区教育センター2階の現「郷土学習室」を改修・改装のうえ開設予定の「(仮称)多文化体験コーナー」（以下「体験コーナー」という。）を活用し、外国語活動等の時間に実施する「英語体験移動教室」等において、区立小学校の児童等の多様な文化に対する理解を深め、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため「体験コーナー」の運営等の業務を委託する。

- (3) 履行期間：平成29年度 契約締結の日(平成29年12月上旬)から平成30年3月30日
平成30年度 契約締結の日(平成30年4月初旬)から平成31年3月31日

(4) 業務内容

① 平成29年度

ア「体験コーナー」事業運営準備支援

「体験コーナー」の事業運営について、想定プランを作成するとともに、区が「体験コーナー」の運営の準備・検討をする際に、必要な支援・助言等を行うこと。

イ「体験コーナー」整備支援

上記アの結果等を踏まえ、現「郷土学習室」を「体験コーナー」の改修・改装するための工事の実施設計を行うこと。実施設計については、建築設計事務所に再委託すること。

② 平成30年度

ア「英語体験移動教室」の実施

- (a) 小学校4年生を対象とした「英語体験移動教室」の実施及び外国人英語教育指導等補助員（以下「ALT」という。）の配置
- (b) 「英語体験移動教室」のメニューの開発及び教材等の作成・提供

イ「英語・多文化体験イベント」の実施

- (a) 小・中学生、未就学児等を中心とした区民を対象とした「英語・多文化体験イベント」の実施及びALTの配置
- (b) 「英語・多文化体験イベント」における外国語・多文化体験の企画、提案

ウ「英語体験移動教室」及び「英語・多文化体験イベント」以外の開場日における「体験コーナー」の運営

- (a) 世田谷区民全般及び国際理解・多文化理解の促進を目的とする団体等を対象とした「英語体験移動教室」及び「英語・多文化体験イベント」以外の開場日（以下「その他の開場日」）における「体験コーナー」の運営及びALT、受付・説明等のための人員の配置
- (b) その他の開場日の実施するメニューを開発及び使用する物品等の作成・提供
- (c) その他の開場日における「体験コーナー」の貸出業務

エ「体験コーナー」の管理・運営

(a)「英語体験移動教室」及び「英語・多文化体験イベント」を円滑に運営するため業務管理者の配置

(b) 開場、閉鎖、備品・物品等の管理・整理及び緊急時の対応「体験コーナー」の管理

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) A L Tの採用方法・採用基準は適切であるか
- (3) A L Tの研修体制・内容は適切であるか
- (4) 「英語体験移動教室」を実施するにあたって視点・工夫は適切であるか
- (5) 「英語体験・多文化体験イベント」のイメージ、実施にあたって視点・工夫は適切であるか
- (6) その他の開場日における「体験コーナー」運営のイメージ、実施にあたっての視点・工夫は適切であるか
- (7) 「体験コーナー」の施設イメージは適切であるか
- (8) A L T等の支援のための取組・体制は整備されているか
- (9) 業務を効果的かつ円滑に実施するための取組・工夫等は特徴的で効果が期待できる内容か
- (10) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (11) 緊急時の連絡体制が整備されているか
- (12) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (13) 業務実施の計画は現実的で妥当なものであるか
- (14) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (15) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (16) 安定的に事業を運営できる財務状況であるか

5 手続き

- (1) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成29年10月16日(月)から10月30日(月)の午前9時から午後5時まで
(土・日曜日、祝日を除く)
- ②場所 下記担当課窓口、及びホームページ
- ③方法 希望者に無償交付する。
- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法
 - ①提出期限 平成29年10月30日(月)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③提出方法 持参または郵送(締切日必着。書留郵便に限る。)により送付すること。
- (3) 質問の提出期限、提出先及び方法
 - ①提出期限 平成29年11月7日(火)正午まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③提出方法 電子メールにより送付すること。
- (4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等
 - ①平成29年11月17日(金)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は有り
 - ・平成31年度同一事業
 - ・平成32年度同一事業ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない
- (8) 区は当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (10) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (11) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課学校経営推進 川野
(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)
電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041
E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp